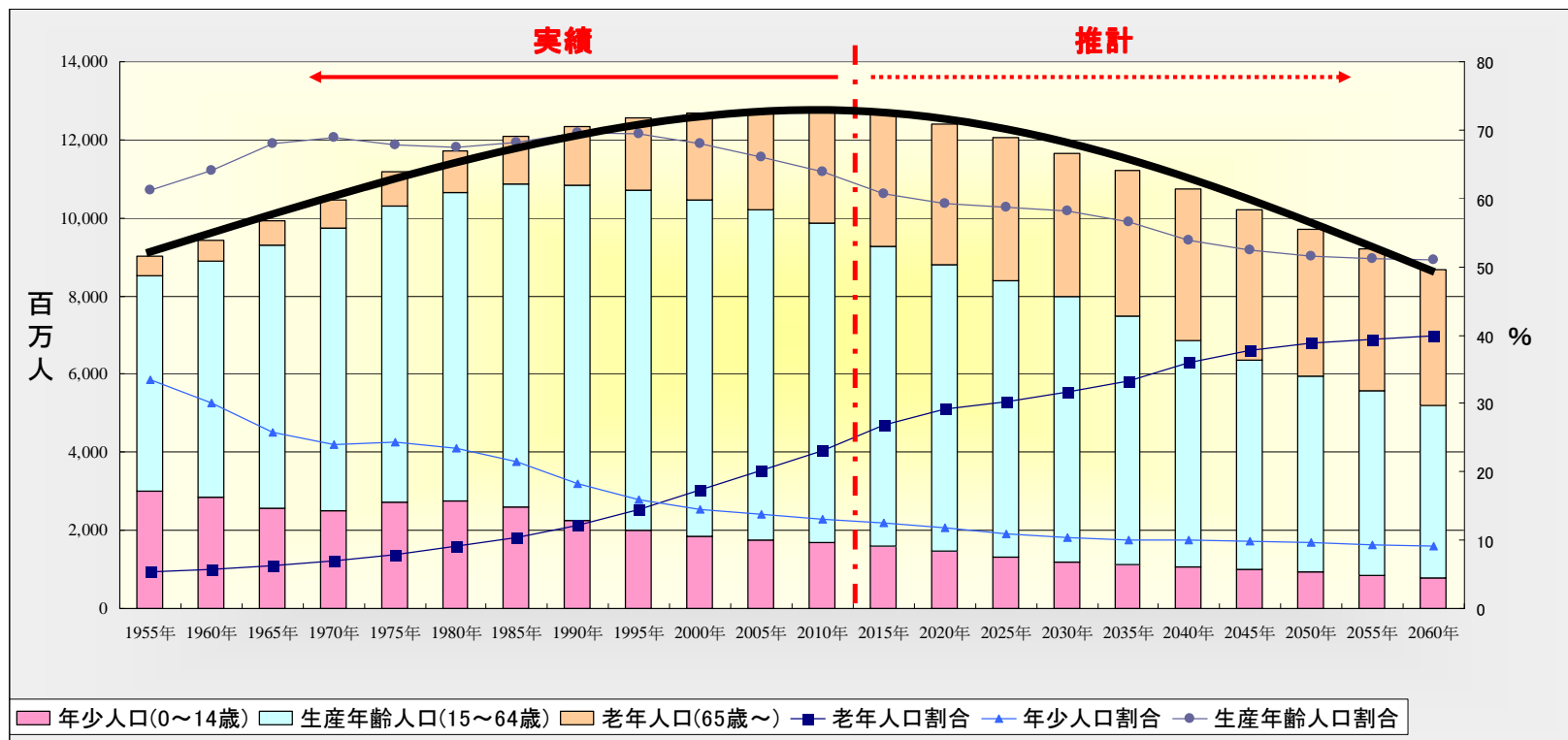


なぜ、地域福祉が必要か

平成28年2月
小牧市 健康福祉部 福祉総務課

我が国における年齢階層別人口推移・推計

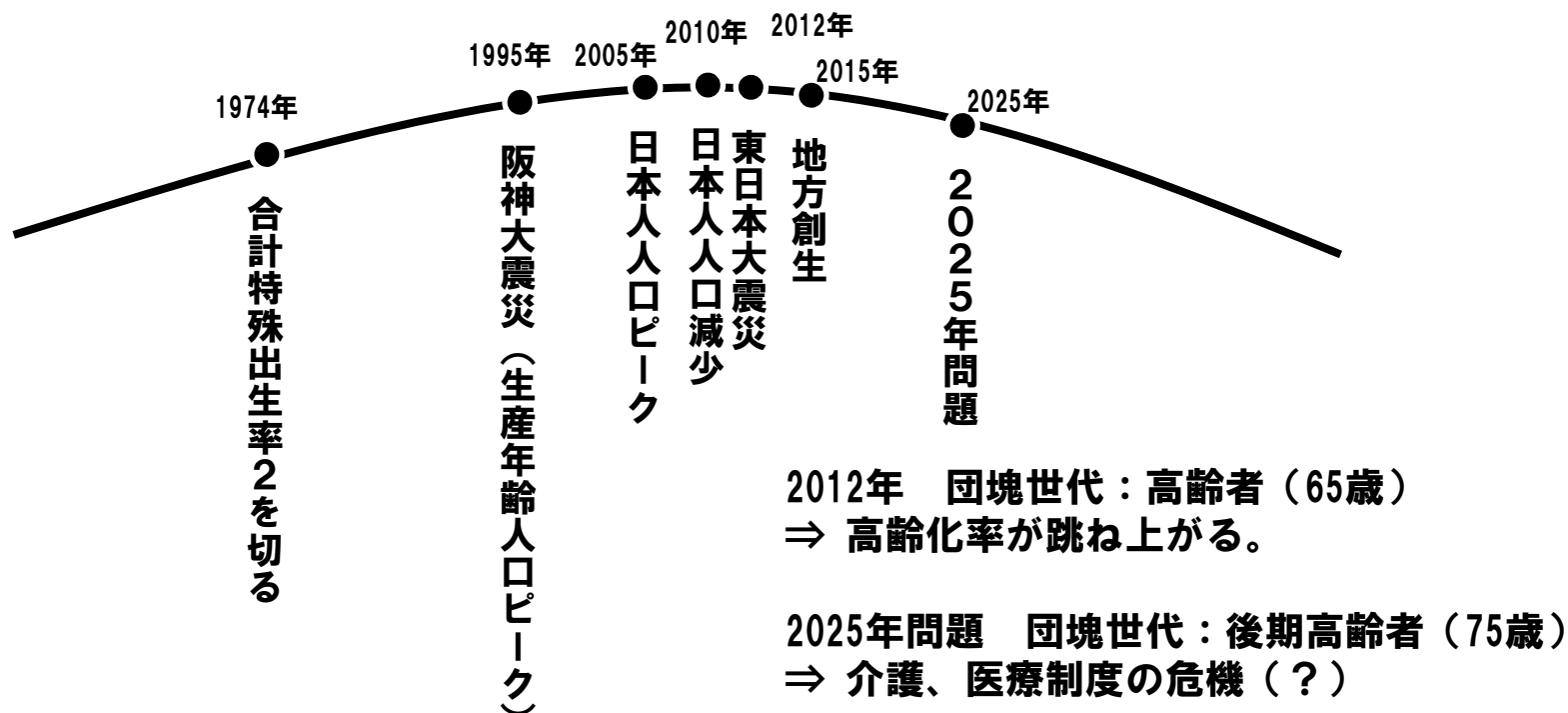
- ・2010年から人口減少社会へ、2060年には8,673万人に。
- ・65歳以上人口割合（高齢化率）は39.9%、生産年齢人口1.27人で高齢者1人を支える社会。



	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
日本の人口	9,008	9,430	9,921	10,466	11,190	11,700	12,101	12,329	12,544	12,670	12,777	12,806	12,660	12,409	12,066	11,662	11,212	10,728	10,220	9,708	9,193	8,673
年少人口(0~14歳)	3,012	2,843	2,553	2,515	2,722	2,751	2,603	2,249	2,001	1,847	1,759	1,684	1,583	1,457	1,324	1,204	1,129	1,073	1,011	939	861	791
生産年齢人口(15~64歳)	5,517	6,047	6,744	7,212	7,581	7,884	8,251	8,590	8,717	8,622	8,442	8,174	7,682	7,340	7,085	6,773	6,343	5,787	5,353	5,001	4,706	4,418
老年人口(65歳~)	479	540	624	739	887	1,065	1,247	1,490	1,826	2,201	2,576	2,948	3,395	3,612	3,657	3,685	3,740	3,868	3,856	3,768	3,626	3,464
年少人口割合	33.44	30.15	25.73	24.03	24.33	23.51	21.51	18.24	15.95	14.58	13.77	13.15	12.50	11.74	10.97	10.32	10.07	10.00	9.89	9.67	9.37	9.12
生産年齢人口割合	61.2	64.1	68.0	68.9	67.7	67.4	68.2	69.7	69.5	68.1	66.1	63.8	60.7	59.2	58.7	58.1	56.6	53.9	52.4	51.5	51.2	50.9
老年人口割合	5.3	5.7	6.3	7.1	7.9	9.1	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	26.8	29.1	30.3	31.6	33.4	36.1	37.7	38.8	39.4	39.9

資料：2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）中位推計」より

我が国における年齢階層別人口推移・推計



- 2010年から人口減少社会へ。
- 合計特殊出生率1.41（2012年）＝ 少子化（＝生産年齢人口の減少）
- 65歳以上人口割合（高齢化率）は年々上昇 ⇒ 超高齢社会へ。

2025年問題とは何か

1970年(実績)

1.2人
10人

H17

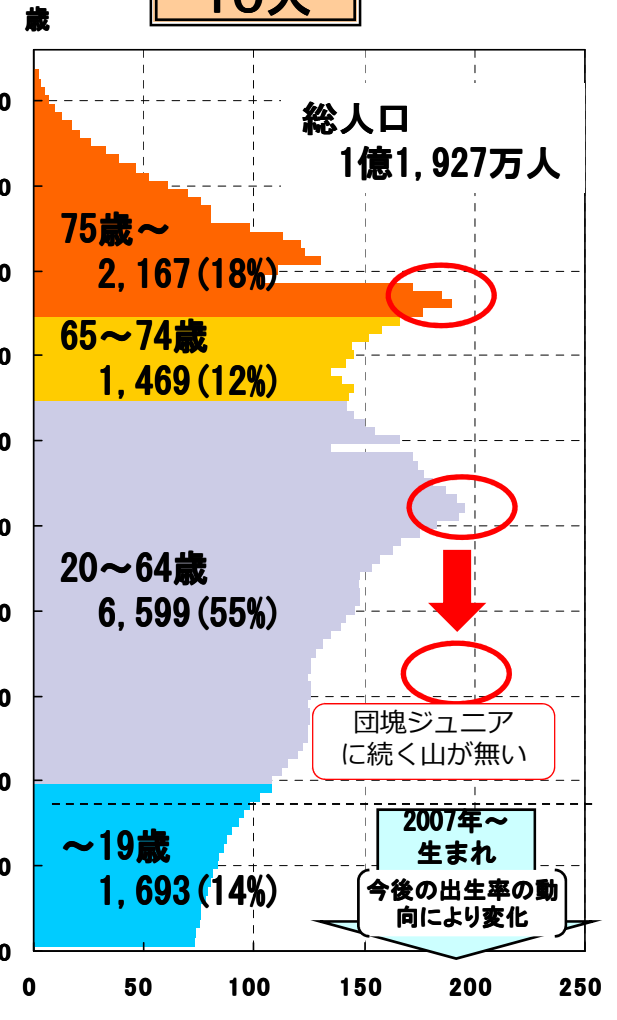
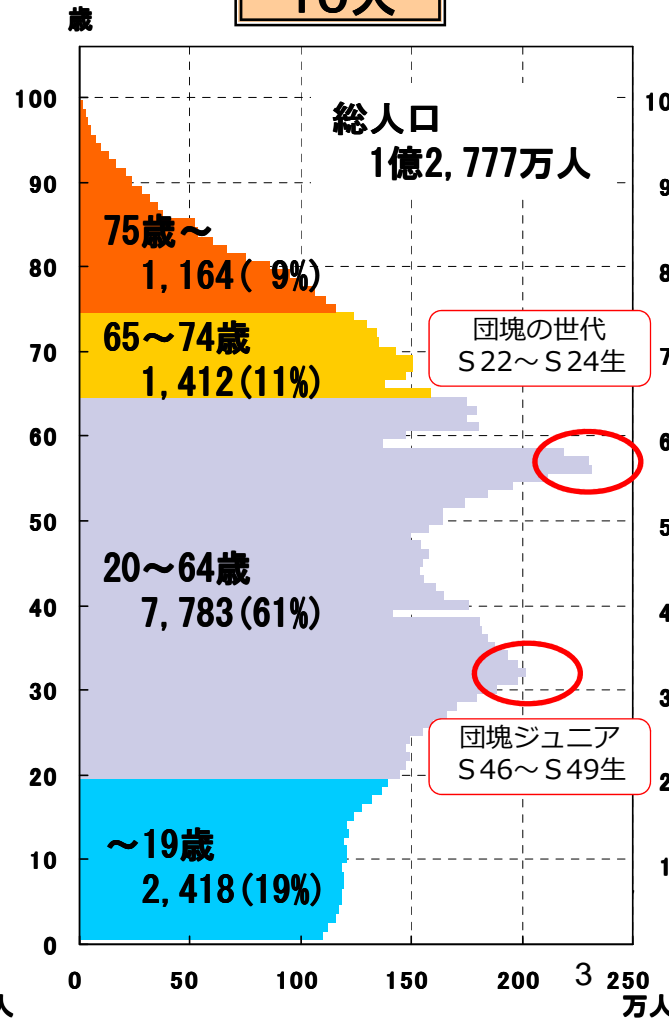
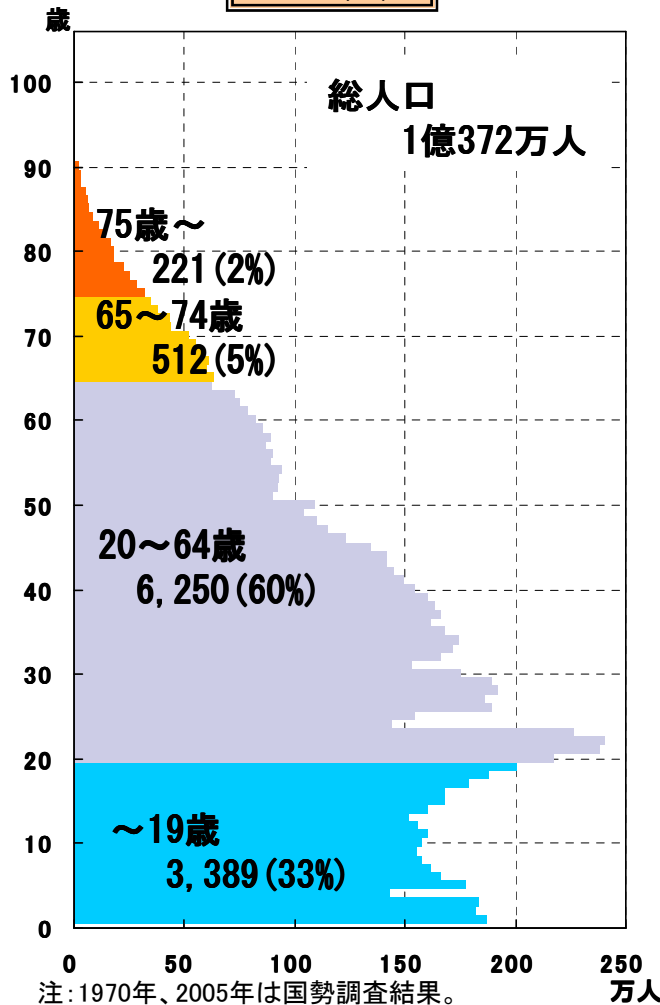
2005年(実績)

3.3人
10人

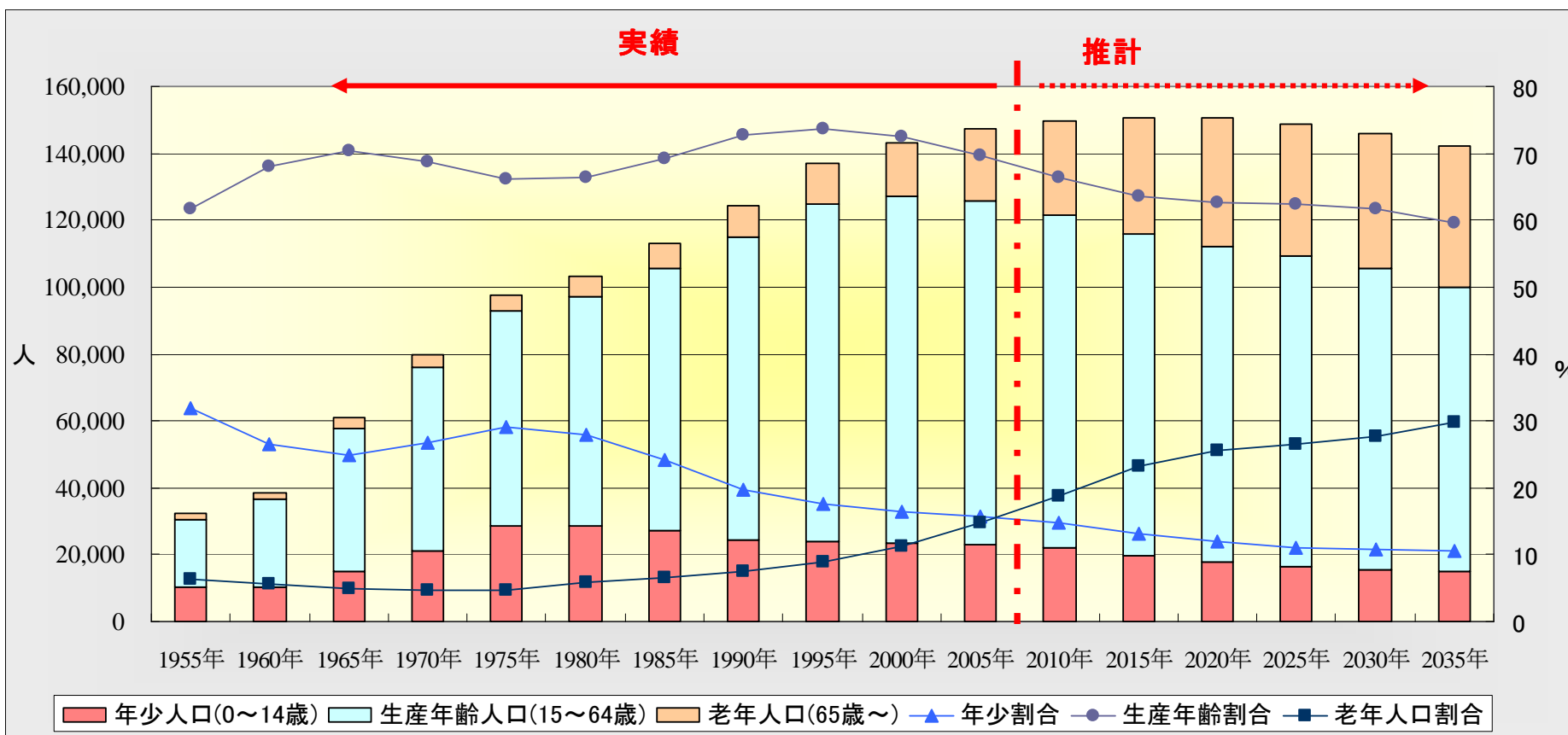
H37

2025年

5.5人
10人



小牧市における年齢階層別人口推移・推計



	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
小牧市の人口	32,326	38,531	60,877	79,606	97,427	103,219	113,284	124,262	137,161	143,094	147,185	149,701	150,728	150,394	148,729	145,937	142,283
年少人口(0~14歳)	10,351	10,199	15,112	21,307	28,416	28,745	27,445	24,542	24,000	23,549	23,054	22,046	19,916	17,937	16,445	15,637	15,084
生産年齢人口(15~64歳)	19,946	26,194	42,831	54,641	64,426	68,480	78,348	90,426	101,037	103,585	102,501	99,408	95,820	94,149	92,872	89,888	84,697
老年人口(65歳~)	2,029	2,138	2,934	3,658	4,585	5,994	7,491	9,294	12,124	15,960	21,630	28,247	34,992	38,308	39,412	40,412	42,502
年少割合	32.02	26.47	24.82	26.77	29.17	27.85	24.23	19.75	17.50	16.46	15.66	14.73	13.21	11.93	11.06	10.72	10.60
生産年齢割合	61.70	67.98	70.36	68.64	66.13	66.34	69.16	72.77	73.66	72.39	69.64	66.40	63.57	62.60	62.44	61.59	59.53
老年人口割合	6.28	5.55	4.82	4.60	4.71	5.81	6.61	7.48	8.84	11.15	14.70	18.87	23.22	25.47	26.50	27.69	29.87

資料：総務省統計局「2005年 国勢調査」より作成

小牧市の人口、高齢化率の状況

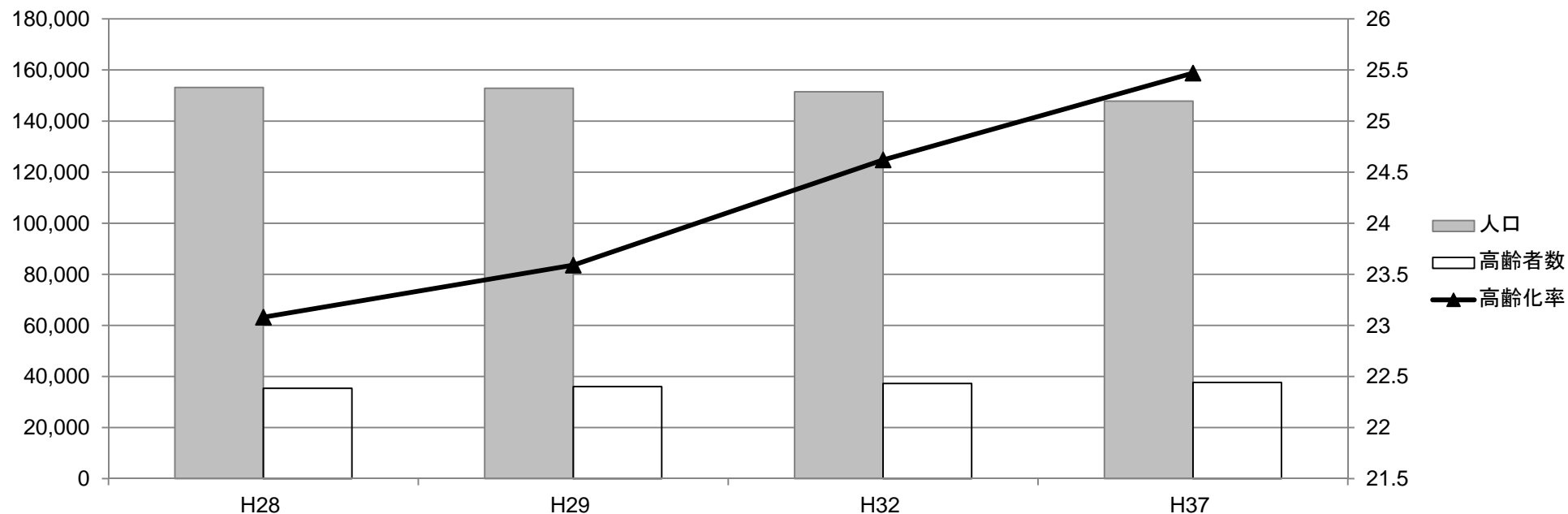
◆ 小牧市全域

H27.11現在

人口	要 援 護 者 の 状 況	65歳以上人口	75歳以上人口
153,695		34,560	14,159
世帯数		65歳以上 ひとり暮らし世帯	65歳以上 高齢者のみ世帯数
65,046		6,729	13,707
高齢化率		要支援1・2	要介護1～5
22.4%		1,621	2,176

人口、高齢化率の推計

	H28	H29	H32	H37
人口	153,179	152,854	151,455	147,814
高齢者数	35,354	36,052	37,281	37,654
高齢化率	23.08	23.59	24.62	25.47
世帯数	65,682	66,387	68,848	73,252
ひとり暮らし高齢者世帯数	7,405	8,010	10,103	14,920
高齢者のみ世帯数	15,006	16,188	20,524	30,616



地域の課題

□ 児童虐待・障害者の地域移行等

⇒ 地域の受け皿づくり

□ 生活困窮者自立支援法

• 地域福祉計画への位置づけ

• 「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域

□ 防災・減災対策

• 災害対策基本法改正 ⇒ 要支援者名簿作成の義務化、見守り体制の充実

□ 地域包括ケアシステム

• 「総合相談・支援」化 ⇒ 地域包括ケアシステムと地域福祉計画との関係性整理

□ 介護保険制度の改正

• 要支援1・2：地域支援事業へ移行 ⇒ 地域でどう支えていくか。

• 地域支援事業 地域ぐるみの介護予防

• ちょっとした手助け「ごみ出し」「電球交換」等 ※制度外の方のニーズへの対応

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

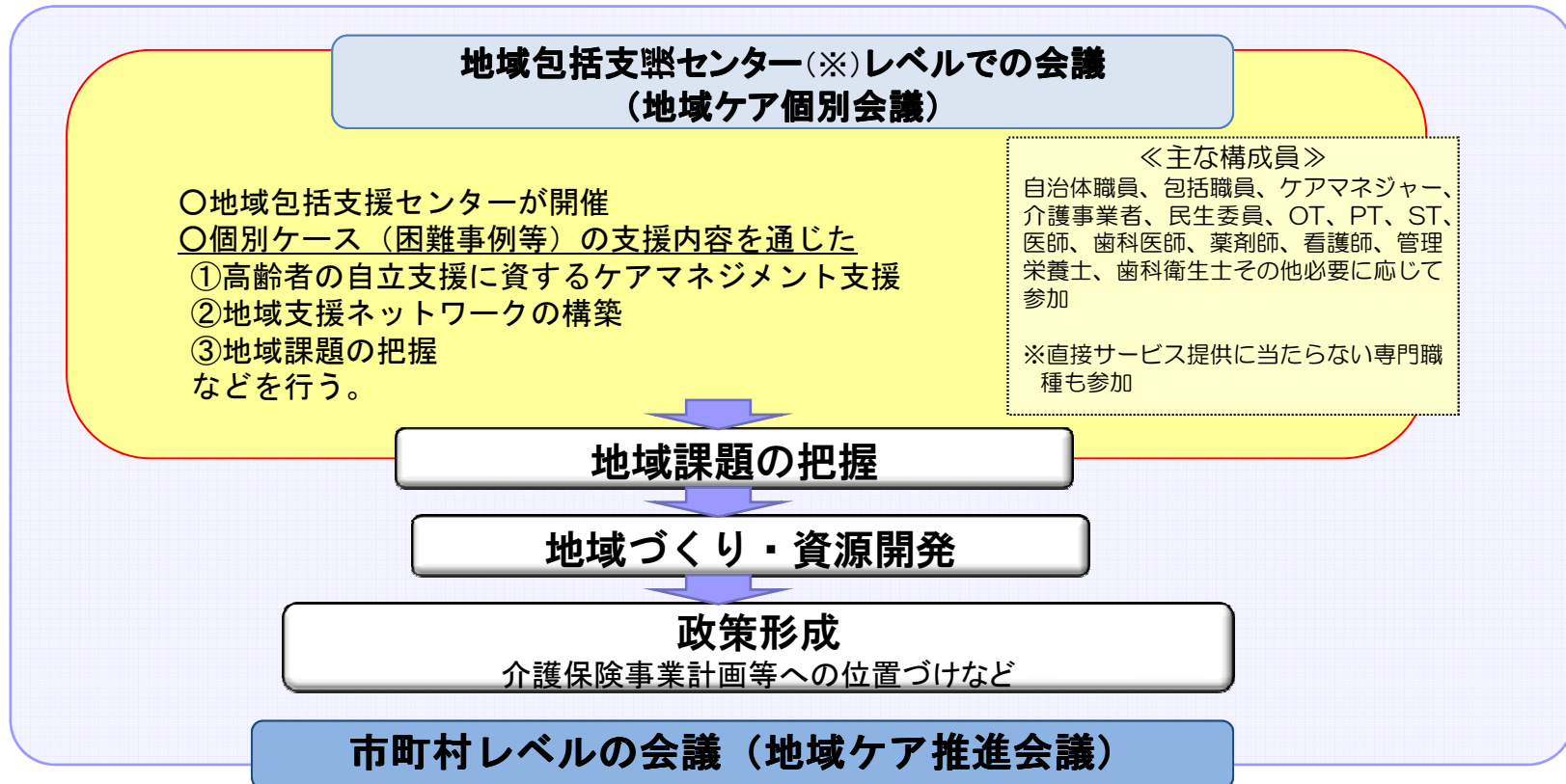


地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

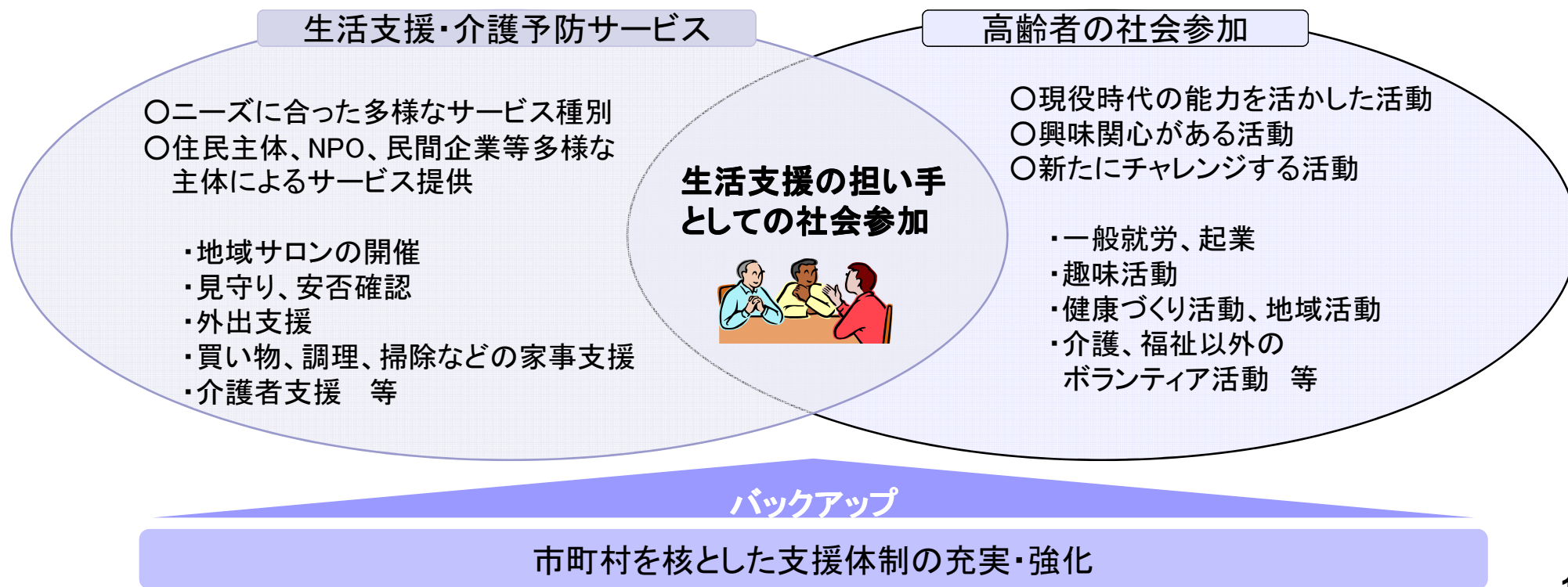
具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図る
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。



生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



新しい介護予防事業

現行の介護予防事業

一次予防事業

- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ 地域介護予防活動支援事業
- ・ 一次予防事業評価事業

二次予防事業

- ・ 二次予防事業対象者の把握事業
- ・ 通所型介護予防事業
- ・ 訪問型介護予防事業
- ・ 二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

・ 介継予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

・ 介継予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

・ 地域介継予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

・ 一般介継予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

・ (新) 地域リハビリテーション活動支援事業

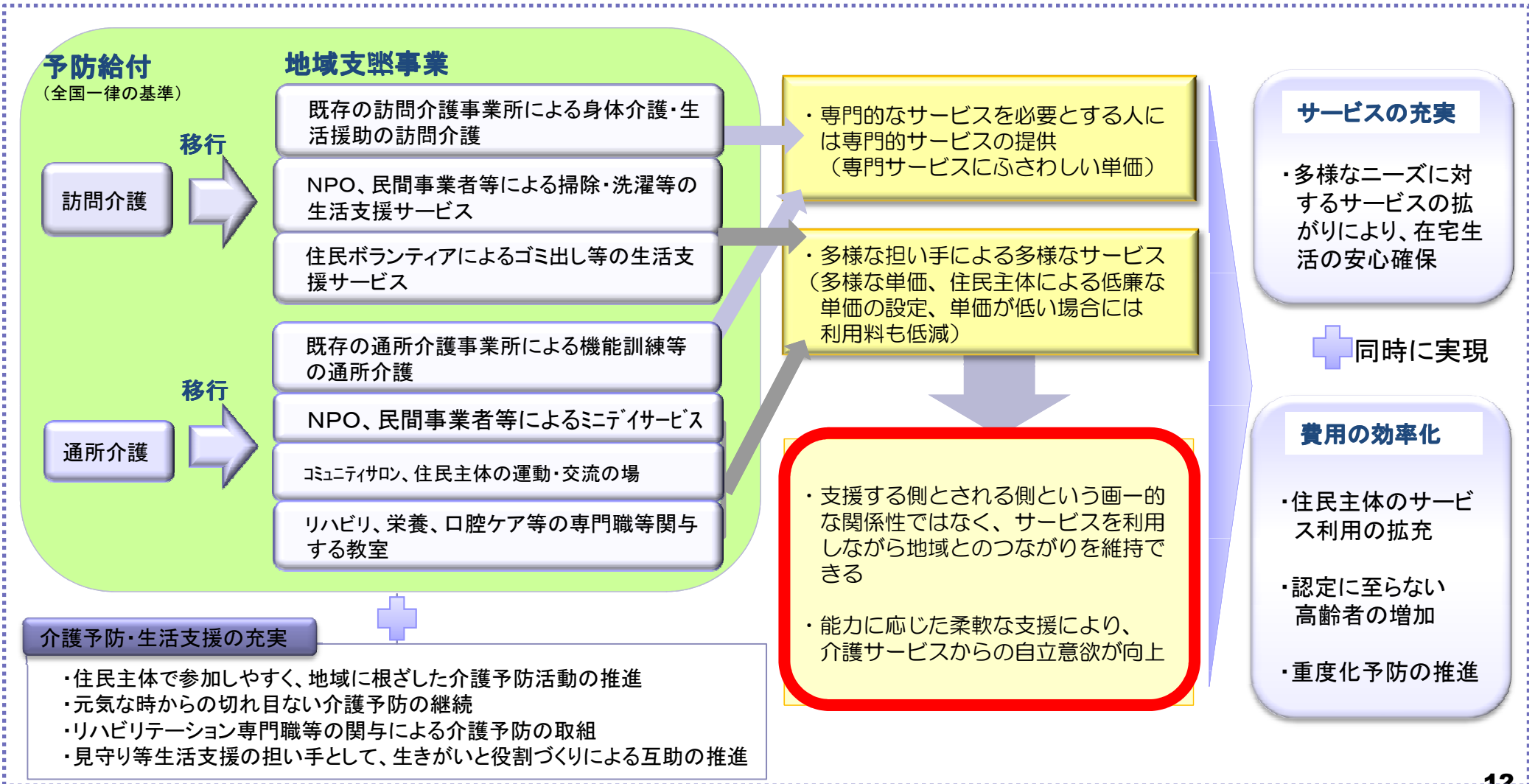
地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業

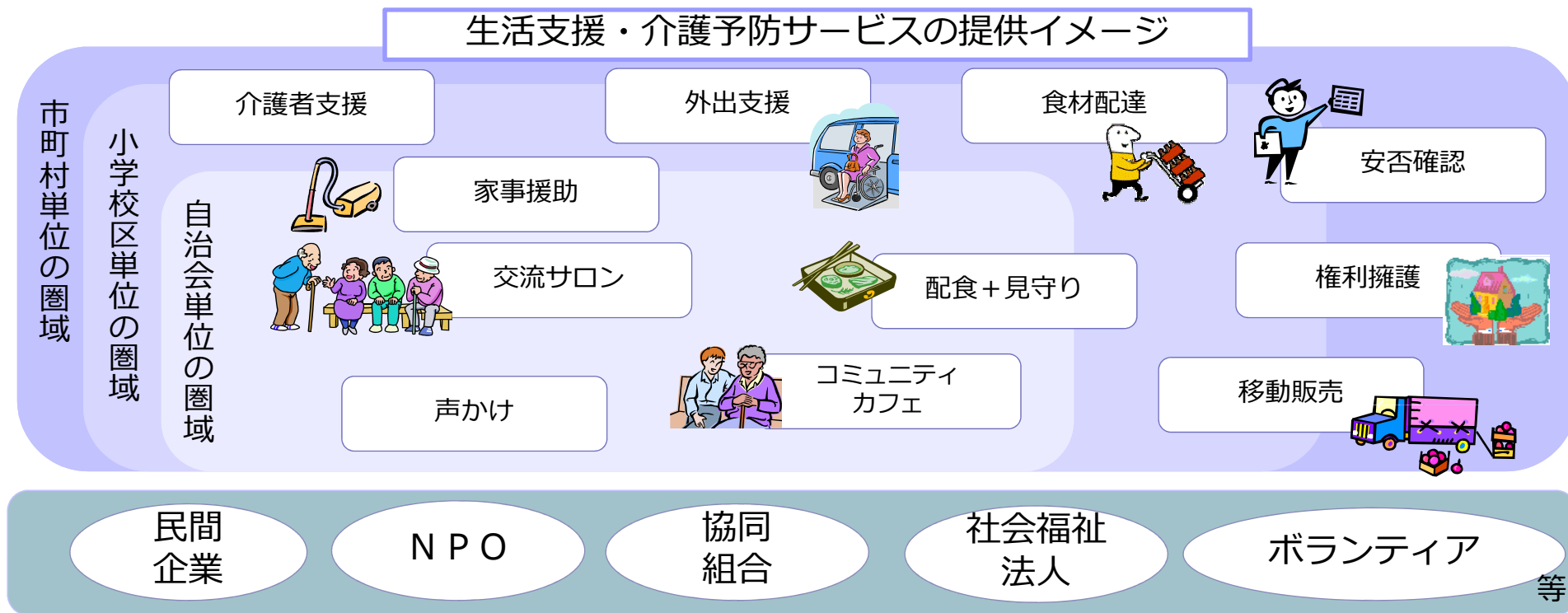
※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

予防給付の見直しと生活支援サービスの充実



○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

⇒ 民間とも協働して支援体制を構築

小牧市でも様々な活動が広がっています



**集いの場
(サロン)**

**ちょっとした
困りごと**



健康づくり

**見守り
(助け合い)
マップ**



見守り・ちょっとした手助け

久保山団地お助けマン

自分たちの住む地域を住みよく健康な地域にしたいという活動主旨のもと、正月休みを除き、毎日2回(9時～・20時～)団地内の防犯パトロールを実施している。朝は公園に集合し、ラジオ体操をしてから団地内のパトロールを開始。

要援護者に対しては安否確認をおこない、異常あれば民生委員に連絡するというネットワークを構築している。



一寸奉仕こまき

シニア世代の男性の参加しやすいグループを目指すと共に、活動を通して自ら健康維持をはかるという活動主旨のもと、高齢者や体の不自由な方の中で経済的に余裕がない方のお困りごとに対する支援をしている。

切れた電球の取り換え、庭の草刈り、重い物の移動等活動内容は多岐にわたる。



健康体操

◆小牧原街道区内の座談会を開催

メンバー：区長・民生委員・保健連絡員・老人クラブ等

※ 福祉総務課・社会福祉協議会職員も同席

【街道区における地域課題・地域資源】

- ・健康増進のための活動が必要
- ・閉じこもりがちな高齢者が多い
- ・街道会館がリニューアルされ、稼働率を上げたい
- ・地域交流の機会を増やしたい

⇒ 健康体操（定期開催）実施に向けた座談会

※ 社会福祉協議会、包括支援センター職員も同席

※平成26年7月より健康体操を開催中



健康づくり体操
小牧原街道会館

集いの場（サロン）

- ◆ 区長・ボランティアが社協に相談
「地域のつながりがつくれるような活動を始めたい」
※ 区の会館をうまく活用したいという意見もあり

【主な支援】

- ・ 既存のサロン活動への見学や実施者との意見交換の場のセッティング
- ・ サロン活動助成金
- ・ 活動の担い手探しに関するアドバイス



小牧原南会館

- ⇒ サロン活動実施に向けた住民説明会を開催
※ 社会福祉協議会、包括支援センター職員も同席

※平成26年9月よりサロン活動（集いの場）を開催中

見守り

災害基本法（平成26年4月施行）

【主な改正内容】

◆ 災害時避難行動要支援者 の定義

災害時避難行動要支援者とは…

『自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの』

※避難所に自ら行けると判断される方は対象外

⇒ 対象者の範囲については、各自治体で決定

◆ 災害時避難行動要支援者 名簿 の作成が義務化

◆ 作成した名簿に基づき、第三者（区長・民生委員等）に対し、情報を提供してよいか、否かについて、本人同意を取得

同意された方の情報をもとに、災害時避難行動要支援者 台帳 を整備、情報提供

◆ ただし、有事の際については、本人同意の有無に関らず、名簿情報を全面的に開示可能。

今後（現在）の考え方

① 避難行動要支援者の決定

【対象者】

- (1) 要介護3以上の介護保険認定者
- (2) 身体障害者手帳：1級・2級
- (3) 療育手帳：A判定・B判定
- (4) その他市長が認める者

② 避難行動要支援者名簿の作成

【対象者数】

4,705名（平成26年12月現在）

③ 台帳の整備

上記、名簿対象者に、**第三者に対する情報提供の可否を調査**

⇒ 同意した者の台帳を整備

④ 台帳配布・支援体制構築支援

- ・ **第三者に台帳を配布**
- ・ **配布に併せて、台帳の活用方法を含め、地域における要支援者支援体制の構築支援を実施。**

【提供する第三者】

区長、民生・児童委員、自主防災組織、小牧市社会福祉協議会、愛知県小牧警察署
小牧市消防本部、その他必要な団体・個人